平成 24 年３月 29 日

各　　位

会　　社　　名　スリープログループ株式会社
本 社 所 在 地　東京都新宿区西新宿七丁目 21 番３号
代　　表　　者　代表取締役　関戸明夫
（コード番号 2375、 東証マザーズ）
問 合 せ 先　執行役員ＣＦＯ　古野孝志
（ＴＥＬ０３－６８３２－３２６０）

紛争の解決による営業外収益及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社子会社であるスリープロネットワークス株式会社（以下「当社子会社」といいます。）は、以下のとおり PDB マーケティング株式会社（以下「PDB マーケティング」といいます。）との間での紛争（以下「本件紛争」といいます。）について和解をした結果、当社は営業外収益及び特別利益を計上することとなりましたのでお知らせいたします。

１．本件紛争及び和解の内容について

（１）経緯

本件紛争は、平成24 年２月28 日「訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、PDB マーケティングが、当社ないし当社子会社が仲介会社を通じて各生命保険契約を締結し、これに関する業務委託費として当社子会社が仲介会社より金員を受領したものの、各生命保険契約が解約されたため、戻入債権が発生したと主張し、当該仲介会社から当該戻入債権を譲り受けたとして、当社に対し、戻入債権の支払を求めたというものです。

当初、PDB マーケティングは、当社を被告として戻入債権の支払を求める訴訟を提起しておりましたが、当社が戻入債権に対応する義務を負うことを認める事情が存在しないことを理由として、かかる請求は棄却されました。

しかしながら、その後、PDB マーケティングは、当社子会社に対し、戻入債権の支払を求めたため、当社子会社はPDB マーケティングと協議及び交渉を重ねた結果、この度、以下の内容での和解に至りました。

（２）和解内容の趣旨

・ 当社子会社は、PDBマーケティングに対して、2,500万円を支払う。
・ 当社子会社及び PDB マーケティングは、前項の解決金（2,500 万円）が、当社子会社及び PDB マーケティングの債権債務を対当額で相殺した後の残額であることを相互に確認する。
・ 当社子会社及びPDBマーケティングは、本和解に定めるほか、両当事者の間に何らの債権債務が存しないことを相互に確認する。

２．営業外収益及び特別利益の計上について

当社は、上記の業務委託費相当額を仮受金として計上しておりましたが、本件紛争が上記のとおり当社子会社が和解金として2,500万円のみを支払うことで解決したことにより上記業務委託費相当額から2500万円を控除した残額が利益として確定したこと、及び、和解に際して相互の債権債務を相殺したことにより当社子会社のPDBマーケティングに対する債権の引当金に戻入れが発生したことにより、営業外収益が4,077万円、特別利益が9,403万円増加すること

となりました。

なお、本件和解により当社に発生した特別利益は、新たに当社に金員の入金を伴うものではありません。

３．業績に与える影響について

本件が当社業績に与える影響については、別紙「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載したとおり、平成24年10月期第２四半期（累計）及び平成24年10月期通期連結業績予想数値を変更しておりますので、そちらをご参照下さい。

以上